

【土木工事共通仕様書の一部改定について（工事着手までの期間）】

= 現行 =

土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則

1-1-6 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について  
の施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(以下、省略)

1-1-10 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、請負契約締結  
の日（契約日含む）から14日以内に工事に着手しなければならない。

また、「着手届」（規則様式第 11 号）を監督員に提出しなければならない。

= 改定 =

1-1-6 施工計画書

【変更なし】

1-1-10 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、**工事始期日  
以降30日**以内に工事に着手しなければならない。

また、~~「着手届」（規則様式第 11 号）を監督員に提出しなければならない。~~

= 国土交通省 土木工事共通仕様書 =

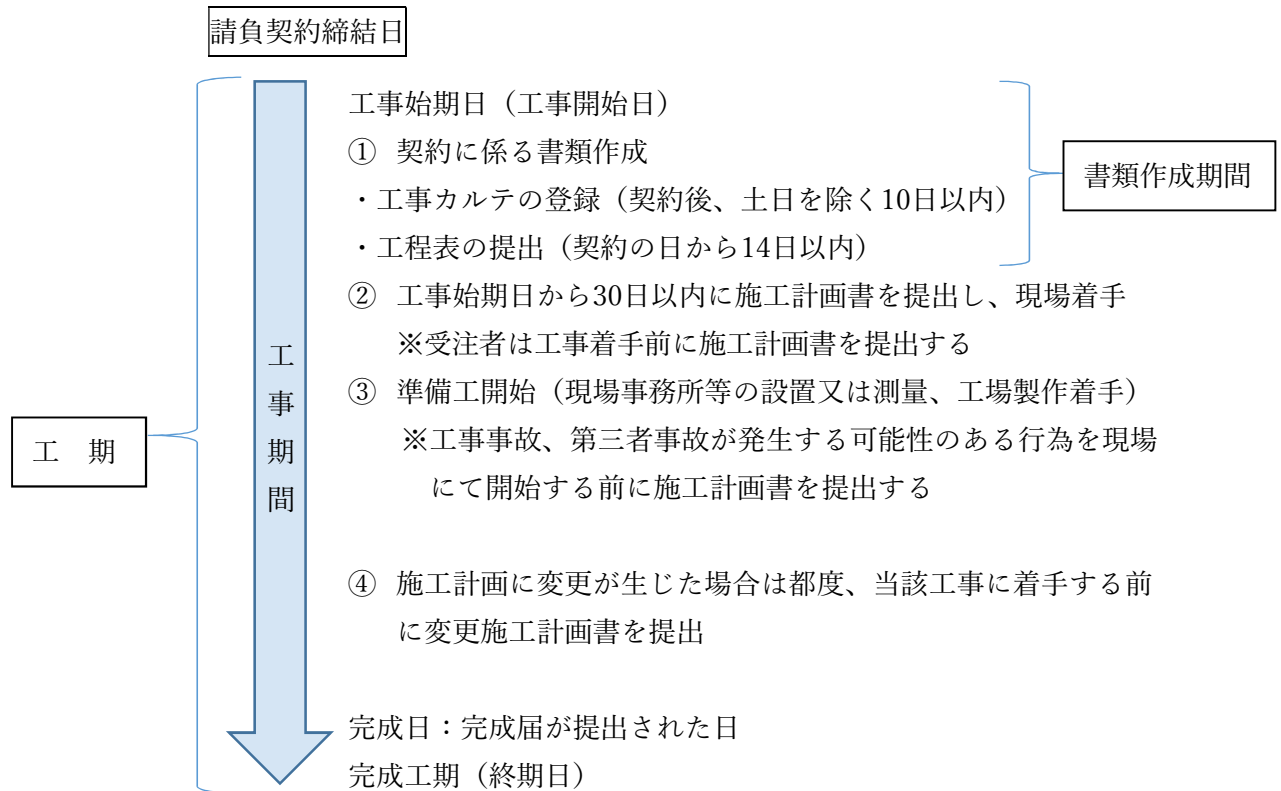
『契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。』

= 静岡県 土木工事共通仕様書 =

『契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。』

(改定後の取扱い)

= 工事着手における時系列 =



= 以下、土木工事共通仕様書より抜粋 =

#### 1-1-2 用語の定義

##### 34. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

##### 35. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

##### 36. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。